

別表（第5条関係）

給付金の額

事業種別				給付金の額	
				令和2年9月1日 以前事業開始 (3割減少)	令和2年9月1日 以前事業開始 (減少幅3割未満) 令和2年9月2日 以降事業開始
①	旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受けている宿泊事業者	宿泊可能人数	30人未満	10万円	5万円
			30～59人	20万円	10万円
			60～89人	50万円	25万円
			90人以上	100万円	50万円
②	食品衛生法第55条第1項の規定により鹿児島県知事の許可を受け又は届出を行っている飲食店営業等事業者		10万円	5万円	
③	酒税法第7条第1項の規定により種子島税務署長の免許を受けている酒類製造事業者及び同法第9条第1項の規定により種子島税務署長の免許を受けている酒類の販売事業者				
④	②③を除く製造・卸売り・小売・サービス事業者				
⑤	エコツアーガイド・アクティビティ等体験提供事業者				
⑥	施設や店舗等で体験商品を提供する事業者				
⑦	エコツアー体験用品類を賃貸する事業者				
⑧	揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の規定により揮発油販売業の登録を受けて揮発油を販売する事業者				
⑨	道路運送法第4条第1項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けているタクシー事業者並びに同法第80条第1項の規定により自家用自動車の有償貸渡し業の許可を受けているレンタカー事業者	30万円	15万円		
⑩	道路運送法第4条第1項の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている定期路線バス又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バスを運行する事業者	100万円			
⑪	海上運送法第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の営業の許可を受け、本町への定期船を運航する事業者	100万円			
⑫	航空法第100条第1項の規定により航空運送事業の経営の許可を受け、本町への定期便を運航する事業者	100万円			
⑬	旅行業法第3条の規定により観光庁長官の登録を受けている旅行者又は旅行者代理業者	10万円	5万円		
⑭	その他、町長が特に必要と認めるもの	上記を基準として適宜決定する			